

Title	玉葉の經濟史的研究 ( 下 )
Sub Title	
Author	松本, 彦次郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1914
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.8, No.10 (1914. 12) ,p.1327(99)- 1336(108)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19141201-0099">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19141201-0099</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

常態を逸すること甚だ少なりしを見るのである。元來同行では決して市中銀行の代表者を重役會に入れずして、其の大部分は之を倫敦市中に於ける老練なる割引業者の中から撰出して居るのであるが、今度大に困難に陥つたのは主として是等の割引業者であり、最も救済を必要としたものは彼等の債務履行不可能の事實であつたのだから、英蘭銀行と割引業者との間の此の密接なる關係が此の際頗る災をなし爲に種々の面倒を惹起したらうと思はれた、が實際に於ては此の想像は誤つて居つた。此の點に於ては吾人は一には倫敦の慣例に對し、二には英蘭銀行の實際の管理經營を主として總裁、副總裁、一二の前總裁及び永久的職員の手中に存せしめて居る所の制度に對して感謝しなくてはならないのである。

同時に又國庫に對しても讃辭を呈しなくてはならぬ。勿論國庫の採つた處置は悉く正しきもののみではない。第一に國庫の影響與つて最も力ありし英蘭銀行の利子政策に關しては既に前に疑問を述べて置いたが、猶ほ「モラトリウム」

の範圍を斯の如く廣からしめたといふことも考へ物である、之を利用する者の支拂ふべき利子は確かに六分以上であるべきであつたのみならず、一層速に「モラトリウム」廢止の手段を取るべきであつた。「モラトリウム」以前の手形に保證を與へるといふ費用のかゝる手段を取るよりも、新し形引受の問題に一層多大直接の注意を拂つて然るべきであつた。而して英蘭銀行は舊手形に就ては二様の利率——即ち他の關係者失敗の場合に最後の所持者に救済を與へるといふ保證ある手形に對する利率と、其の保證なき手形に對する利率との二者——を具ふべきであつたのである。

然しながら是等は素より概ね微細な點に關するものであつて、大體の一般的政策に關しては政府の爲したる所は多きに過ぎず又少きにも失せず、頗る其の中庸を得て居る。而も急速に果斷の處置をなし其の間に於て實際的の良意識を失はなかつたのは大に多としなくてはならない

(了)

### 玉葉の經濟史的研究(下)

松本彦次郎

從來莊園の研究は、公卿寺院又は武家などの勢力者が之を有する場合の制度と納税とについての概論にのみ過ぎぬので、庄園そのものの實質たゞへはその耕作人と地主の關係、若、領家本所等は大地主と解釋さるゝ場合には耕作人と莊園の支配者たる莊司との關係については何故か之れを避けてゐるらしく見える。

百練鈔に、諸國の百姓は源義家に公驗を献ずるを禁ずとある宣旨についても、根本的之れが解釋を試みようとする學者はない。前九後三年の役の經濟史的研究の時にもこのことにつき自説を述べたが。この公驗は云ふまでもなく地券でわつて公家武家の場合には莊園と云ふも百姓の土地所有の公驗は莊園とは云はないのである

をうすれば莊園とは國司に納める租税の免除地と考ふれば、百姓の所有地は朝廷に租税を納めることになるのに莊園と異なる點あるかも知れぬ。されは班田收授が行はれなくなつた時、百姓等は公田を横領所有した譯であらふけれども公驗は法律上の効力を有するものであるとすれば百姓の私有權は認められたこととなつたのである。この私有地賣買の文書は頗る數多く殘つてゐる。若しこの百姓私有地より朝廷に納税するとすればその徴收法はどうであるか、後鳥羽上皇は播磨一國より六萬石を得た記事はこの百姓の私有地にあるかは更に研究を要する。この百姓の所有地に對する課税は重いので百姓は義家に所有權のみを譲り、自ら耕作權のみを維持し、その小作料を義家に納めたれば小作料の方は朝廷への租税より少ないからであると解せられる。義家時代はまだ武士は平時京都に在住せし時故にこれ等の百姓を支配する郎從を遣はし

たと思はれる。義家の子孫頼義は下野にある郎従の不正なることを擁護した記事の臺記にあるはこの消息を語るものではあるまいか。

百姓の所有地に比すれば公卿武家の莊園はまどまつた大なものでその最大なるものは一郡全體にまたがるものすらあつた。また一郷、一保一村位のものもあつて大さは一定しないが莊園の方は比較的まどまつてゐるらしい。

この小地主大地主の混在しある所に平安鎌倉過渡期の特色は著しくあらはれてゐる。法制史的研究の系統を追ふ莊園研究はこの種の實質研究には餘りに冷淡である。個人が蔑視されてゐることは日本の特性であると云はれてゐるが、今日の學者までかこの個人を無視し土地の所有權について冷淡である。莊園は原始民族の土地共有時代の名残で民族制度と部落政府と混沌時代のものの變形で耕民と支配者との關係はそのまゝ引きつゝいたらしいけれどもこのことは氏

族時代に溯つてのべねはならぬ。玉葉は鎌倉時代のもので到底この研究の要求に應ずる豊富のものでないけれどもその記事のうちには平安朝と武家時代の過渡を現し、土地問題に關するもので見逃すべからざる重大の記事も少くはない。鎌倉時代の莊園についての術語又莊園等を治むる役名などは一定してゐる場合としない場合があるので困難を感ずるのである。たとへば封戸とか牧とか王朝以來の古い術語はそのまゝ用ゐられてゐる。

仁安二年五月二十三日 女院令辭申封戸給、中略 相副辭狀於御庄々、可爲官府之地之由請文、并庄々目錄被付信簡了  
安元二年十二月十一日 施藥院、甲斐國飯野牧下司政綱、追年不濟年貢、負累多積、加勘責之間、陳云彼庄住人貞重、爲先猛惡爲事對悍、因之未濟多積、早召件貞重爲兼光奉行下給了、仍付下司、爲致沙汰、預給件政綱了

封戸は言語の意義から云へば領地に附屬せる耕民の戸のことであらうがこゝでは御莊則莊園と云ふことに古語の封戸と云ふ名を用ゐてゐるだけだ。また牧の下司と云へば當時牧が相應に残つてゐたと思はれる、愚管鈔に北條時政の後妻牧方の伯父は駿河國大岡の牧と云ふ所を支配したとあれば、此時代にも猶相應に用ゐられた語であらふ。されど牧と云ふ名が残つても實際は開墾された土地にも舊名の牧と云ふ言葉だけを保存してゐる場合もある、こゝで彼庄住人とあるのはこの牧の意で牧は舊來の慣習名をそのまゝ用ゐたものとせねばならぬ。

承安三年十一月十二日、去夜被下宣旨云十五大寺領、諸國末寺莊園併以沒官、於其寺用者、可付國司云々中略 聖武天皇之東大寺已下代々聖王之御願、談海公興福寺已下、世々賢佐之建立、悉以停廢、誠非直也事也、縱雖無始終之沙汰、一旦被載宣旨之趣、後代有耻、悲

哉々々、此條一切不被仰合人云々、抑、我朝者、偏依莊園滅亡者也、然者、神社佛寺權門勢家之領、併被停廢、且遷延喜之先符、且反延喜之古風者、非此限其條又不可限南都之諸寺事也、

二十八日、十五大寺寺領沒官未曾有事也。  
安元二年二月八日、又造高松第、庄園役課之内、皇嘉門院御庄々事條々令申、  
安元三年五月二十九日、又臺獄莊園、仰諸國被注進之、是爲停廢歟、  
治承三年六月十八日、早且人傳云、白川准后、(盛子、入道前相國女、故中院攝政室家、) 去夜薨去云々、重又聞實說、仍以右馬權頭基輔訪喪家、中略 天下之人云、以異姓之身、傳預藤家氏之家、氏神惡之、遂致此罰云々、  
清盛の女神夢に託し、暫く之を預り、時期をみてうくべき人のあるまてと云ふたと云ふことに對し兼實は暫くなる話に對し

余此暫字案之、假傳預之人已亡沒、至此時財主可出來歟、爲宗之所可被付氏長者、其外所々、任理尤可被配分也、理之所當、未嘗分之地也、故攝政、男女子息有其數、尤可被配分、二品亞將、已爲成人之息、爲宗文書庄園、可被傳預之仁也、而此事更不可叶歟、如公被傳預歟、是以、萬事沙汰之趣、所愚推也、更以不可違、努力努力、悲哉、此時、藤氏之家門滅盡了、治承五年二月七日 宣下、

以前越前守平盛俊、宜爲丹波國諸庄園總下司、

件宣旨、上卿時定卿、職事行隆云々、余密々問云、以宣旨、被補庄園下司、有例哉如何、答云、未曾聞云々者

壽永元年八月十九日、此日家所宛也、加補家司在中辨兼光朝臣職事兼時、季長等、抑、兼光朝臣者、大將政所始之時、可補家司之由、故女院有仰、而稱未補執柄當時攝政家司之由辭退、其後

補彼家司之後、猶寄事於左右辭退、故院深思食寄性之由、然而天下物騷馳過、知行之兩庄可改易之様、有内儀之間、關東北陸爲謀叛之地、當時不及其沙汰、然間忽然而遷化、爰去比兼光付法性寺座主邊、謝申此恐、但可補余方家司之由云々、事體雖奇怪、又如此令申上、強不能貽意趣、仍今夜所宛之次所補也、壽永二年八月十二日、或說云、鎮西諸國補宰吏云々、大略天下之禮、如三國史歟、西平氏、東賴朝、中國已無劍璽、政道偏暴虎與鹿弱也、甚似無其憑歟、征伐遲引、院中諸人、懸心於關國、及庄園等、君又貪着此欲上下逢境、歡喜無他、不知天下亡弊、不顧國家之傾危、如嬰兒如禽獸、可悲可悲。

壽永二年九月三日 或人云、賴朝、去月二十七日出國、已上洛云々、但不信受、義仲偏可立合、支度云々、天下今一重暴亂出來歟凡近日之天下武士之外、

無一日存命計略、仍上下多逃去片山田舎等云々、四方皆塞四國及山陽道安藝以四、鎮西等平氏征討以前、不能通過、北陸山陰兩道、義仲押領、院分已下宰吏一切不能更務、東山東海兩道、賴朝上洛以前、又不能進退云々畿内近畿之人領、併被劫取了段歩不殘、又京中片山、及神社佛寺、人屋在家、悉以追捕、其外適所所遂不虞之前途、之庄公之運上物、不論多少、不嫌貴賤、皆以奪取了、

同 五日、京中物取、今一重陪増、塵之物不能物出途中、京中之萬人、於今一切不能存命義仲院領已下併押領、日々陪増、凡縑素貴賤無不拭淚、所憑只賴朝之上京云々、

鎌倉時代に於ける庄園の研究の眼目は知行の眞意とその知行制?の行はるゝ範圍とその度合である。この知行の問題は後段に譲り、義仲及平家没落前後の庄園と國司の關係の大要をのぶることとする。承安三年に十五大寺にかゝる庄園停廢の問題は法令のみで禁止しても強制の實力ない當時では事實行ふべからざることばかり

きつてゐるがそれでも武士がうまく朝廷の爲めに働き僧兵を撃退した場合には勢に乗じ寺領の庄園停止の宣旨までも一時出したので、而して此宣告を執行するものは國司であることは意外である。これまでの研究は徒らに國司の無能になつたことのみを概論するけれども、これは極めて茫たるものである、北畠顯房の神皇正統記をかいた頃は伊勢その他一二國に國司が残つてゐる事實より親房は鎌倉時代を推類し此時代に國司を全くの無勢力者とした嫌なきにしもあらずで、此時代と雖も國司の中にも有力者もあつたのだ。そして前述の玉葉の記載をみても國司は矢張り、庄園のことに對して無關係でなかつたのである。そこで大なる問題が起る。國司は庄園以外の土地に關することを司るとせはこの土地は大寶令の時の口分田を占有したものが時効によつて所有地と同様になり、庄園の方は本所領家に年貢を出すのに一私人が朝廷に年貢を

出すことを司るのは國司であると解釋せねばならぬ。この土地私有權占權に關する根本問題については研究の緒だについてゐない。庄園と云ふ制度研究にのみを没頭した我史界は個人を無視してゐる。土地問題の研究はまだ幼稚極まつたものだ。

白川准后盛子薨去とその庄園の相續問題である。貞永式目に女の財産相續に關する規定あることを珍らしそうに云ふ史家もあるけれども徳川時代の女子奴隸思想を日本本來の道徳の如く考ふる歴史的事實すら捏造する道學者の頭に支配されてゐるからだ。清盛の女子が藤原氏に嫁してその財産を相續したことは異例の如く思はるけれども夫の死んだ場合妻たりしものが財産を所有し相續人確定しあらざる場合に一時たりとも其財産を公有にせんとせしことは庄園の名義者の意志をも重んじた證で、女子がその所有の財産たる庄園を寄進したる場合もあるからそ

の處分權をも有したのである。かく考ふれば頗る近世的に類推した様であるけれども從來の研究者は徒らに女子を蔑視せるに對してこの記事は多少意義あると思ふ。兼實の考へは藤原氏本位で平家より入りし妻につきては藤原一族の財産を平家にとられた如く私に解し、氏の長者をもち出したのである。氏族制度の問題に大に興味はあると思ふ。氏長者は往古の家長制時代の名残は氏族と相密着して残つてゐるもので相續人ない時その一家に起つた事を長者預り處分せよとの考も一理あることで、財産の所有者は死去の際に遺産につき遺言の場合如何と云ふことは最も大切であるけれども、この種の問題について類例のないので處分に困難したのであらう遺子の財産分配についてその相續者の繼嗣たるべく推量せらる人々の中主なるものに重要な財産をうけつがしめて、其他を兄弟等に分配することは自然の成行でこれは後世までもつゞくべ

き處分であるが鎌倉以前の慣習であつたかは未定である。

治承五年平氏の一族たる盛俊を丹波國諸庄園の下司となす旨は異例のものであつたことは兼實の考の通りである。下司は地頭と同意に用ゐた文書は幾多も残つてゐるとの黒板博士の研究の結果は信じてよいと思ふ。こゝで總下司と云ふことは研究を要する。源義經は九國地頭に行家は四國地頭に任せられたことは追捕使と同意義なりとの學者の説もあり。玉葉、吾妻鏡にある、守護、地頭、追捕使、なる大切の言葉はその内容より云へは同一の職務をさるに拘らず、その名義だけを區別しかいてゐると思はるゝ節も多い、さりとともこの用語は滅茶なものでもなく個々に研究すればその間に一貫せるものもある、これまでの一夜漬的研究では真相はわかる筈はない。こゝで總下司とは國中に存する全庄園を支配する權を指すのではあるま

いか、從來一國內に存する許多の莊園中には庄司か或は地頭は各地にあり、支配してゐたものを一朝に之を全廢することは出来る性質のものでない。義經の九州の總頭となつたと云ふことも突差のことで、此地頭の意義は無能力の國司に代はり庄園を總括し、取締るの意味ではあるまいか。盛俊の總下司とは恐く總庄園についてのことである。個々の庄園の支配者の上に立つとの意味にとることより外あるまいと思ふ。そうするとその職務を擴張すれば遂に一國を支配し、後には大名となる場合も少くはない。守護は式目の規定なら軍事警察のことに過ぎぬけれども、その任命されるものは有力なる武士であるから、經濟的にも充分根據あつたものである、けれどもこれ等のことは題以外に亘る恐れあるから略する。

次は藤原氏の有力な家の家司である。勢力ある藤原氏は多く庄園を有する場合、にその庄園

の所有者として之を取扱ふ時に私の役所の如きものを置いたので政所と云ふのはそれらしく思はれる、家司は多分この庄園の執務者であつたのであらふ。

滅亡以前に於ける義仲には大に同情しなければならぬ所がある。東に頼朝、西に平氏と云ふ様に東西に敵をうけ、その奮闘は今の獨逸と同様である。窮すれば亂すとある通り死者狂の義仲は今なら軍費を得るに如何なる手段をも辭しなかつた。義仲が院領以下を横領し、その外前述の國々に對し兵糧米等を徴收するに無理をやつたに相違ない。宰吏不能吏務とは國司がその職務の執行をすること能はずとのことである。亂暴なりとは云へ腕力の下には一切の法律は用をなさぬのである。兼實以下か味方とたのむ頼朝すら東海東山道に對しては其手段は巧妙であつたにしろ國司以下か事務を行ふことは出来ないので進退する能はずと云ふも事務を行ふ能はず

と云ふも略同意義である。戰亂時代の特色は戰勝者の無理が通る所にあるので大寶令は一部を更變すとの令を出さずに時代の大勢はこの法令と益々遠くなる計りである。

日本に知行制あつて封建制なしとは近時學問の稱へることであるけれど、これは徳川時代になり、地方制度の研究は充分出来たあとから過去を類推した議論であつて長き歴史を有する我國の封建の研究には史的開展を充分明かにせねばならぬ。玉葉はこの知行に關する記事は極めて多い鎌倉時代は比較的文書の少ない時代でそれでも土地に關するものは少くはないが多くは各庄園又は私人の所有地賣買に關するもの多く中央政府と各地方の土地についての關係を知るに極めて不便である。玉葉によれば源頼政は伊豆國を知行すと明に記し、平重盛は越前を領せると後鳥羽上皇は重盛の死後之れを取り給はつたことを清盛は怨み、後鳥羽を幽し給はんとし

たこと、また播磨は後鳥羽上皇の勢力範圍の國としてあるなど國司制庄園研究に見逃すべからざる重大のものがある。これ等は國司制の名残りの公田と個人の私有の庄園とが相混り、その政治は一定の法制の下にない過渡時代のものであるから本論文では盡すことは出来ない。奈良東大寺大佛殿の建築の費用は主として長門一國より出でたのも長門一國の租税を東大寺に賜はつたとすれば庄園にすら課税を許したと推測せられぬでもない。

兵糧米のことはこれまでその研究は度々發表されてゐる、この問題は頼朝が置いた地頭の職務の重なるものであり、始めて武家法制か施行せられ時のことであるから經濟史に於いても大切な研究である。けれどもこれまでの研究は吾妻鏡を主としたから武家法制の整つた時の事ばかりだと云ふてよい。所が玉葉によれば武家法制施行前に於ける兵糧米は源平の葛藤烈しい時

に京都に勢力あるものは臨時の軍事備として之を課し、その徴收法もこれまでの免稅地たる女院以下の庄園にまで課し、更に公卿の庄園から武士を徴集し兵士とし、或は寺院の庄園にも徴兵したることなどは地方庄園の役人、則庄園は(例へその所有者は公卿にても)は武士が多かつた證でこの兵糧米に口實を設けて武士は本所領家に納めた年貢すら私し、遂には預つて土地を横領し自分のものとするに至る徑路は玉葉によつて細かに知らるゝのである。

平安朝に藤原氏は政權を私せる時には私せる庄園は極めて多いので、天下藤原氏の庄園に満ち立錐の地なしとまで評せられ、平家の一門繁盛の時は海内の半以上を領すとあり、土地の分配は極めて不公平でローマの閥族時代を偲はしむるものはある。平治亂の年號は日本に於ける平等を表示せりとは平治物語作者の時代評であるがこの思想は土地問題によくあらはれてゐる

一言に云へば王朝時代は補助的時代で頭ばかり大きくて日本史は京都史たる観がある、否藤原平氏二氏の歴史ともみらるゝのである。ある意味に於いて鎌倉時代は個人自覺の時代であつて經濟史上土地分配問題と云ふ上よりみるも極めて興味あるので閥族の一人たる九條兼實の日記はこの時代のことを陰に陽に記してゐる。

日本で物價論の始めてあらはれたのは恐らくは鎌倉時代は始めて、あらふ。吾妻鏡に鎌倉に於いて薪炭騰貴のことをかいてゐるが玉葉には物價騰貴の原因を論じ、之れが救濟論など價値ある記事も乏しくない。勿論京都を主とした記事だから全國一般を推す譯にゆかぬけれども從來茫たりし通貨問題に一道の光明を與へるものがある。そして朝廷より出づる法令はどれだけ効果があるか疑問である。物價制限令は主として座に向つてのものであるか、また廣く指したものであるかについても玉葉は研究の方針を與へて

ゐる。

臺記の記者藤原頼長は平家富豪の一因を外國貿易に歸してゐるが玉葉によれば清盛は外國貿易を重んじ、福原築港の企てもこれが爲てあり外國貿易のことも屢々略知るに足る記事もつてゐる。その他日本の社會主義史上見逃すべからざる記事もあるけれども他日を期することとした。

根本史料を紹介して玉葉を解説するを主としたけれども知行以下皆かけは冗長に失する憂あるから後半には内容を概括するに止めた。玉葉の如き浩漭なる年中行事的の日記の間に砂金を拾ふつもりで經濟史料をあさり、經濟史家の參考に供しただけで重大なる問題については姿をかへて述ぶるつもりである。

### 金爲替本位と印度通貨 (二、完)

向井 鹿松

かかる事情の下に發行せられたる「ルーピー」の流通高は決して舊制度の下に於けるが如く自然的に調節せらるゝことなくして、人爲的に左右せらるるものなり。

報告書は又「印度には實際金貨の流通するものなきが故に其貨幣制度は人爲的の制度たるを免かれず、随つて惡制度なり」と云ふ批難に對して一つの辯駁を試みたり。今其全文を引用するに左の如し、「世人が此の所謂人爲的の制度と對照せる理想的の制度は英國に於けるか如く地金銀を造幣局に輸納すれば何人とも雖も其唯一法貨たる金貨を受取ることを得る制度を云ふものならんも、吾人を以て見れば斯くの如き對照は何等

の意味を有せざるものなり。何んとなれば任意に金貨を輸入する權利と、印度に於て金貨を自由鑄造することを得る權利との間には何等實質上の差異なきものなるが故なり。故に印度の通貨制度が英國と異なるが故に人爲的の制度なりと云ふ批難は、單にルーピー銀貨が定位貨幣の一種にして實價以上の價格にて流通し、而も無制限法貨なりと云ふ事實を指すに外ならず。然り現行制度にてはルーピー銀貨の法貨たる資格を制限することすらも實行し得ざる所なるが故に此意味に於て本制度を人爲的の制度なりと云ふは至當なり。然れども吾人は此の制度が、かかる程度に於て人爲的なるが故に之を惡制度なりとする思想に對しては全然反對せざるを得ざるなり。何んとなれば實際政府が政府自らの利益の爲めに通貨の流通額を左右するは不可能の事にして政府は唯民間の需用に應じて通貨を膨脹することを得るに過ぎざるを以て也」云々。金貨